法律

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十七号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第一条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「違反する罪」の下に「若しくは薬事法に違反する罪（同法第八十三条の九、第八十四条第十九号（第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。）及び第二十号、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号並びに第八十七条第九号（第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十一号並びに第九十条（これらの規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）」を加え、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

（薬事法の一部改正）

第二条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の八第一項中「指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、前二条の規定の施行に必要な限度で」を「この章の規定を施行するため必要があると認めるときは」に、「これらの物」を「指定薬物若しくはその疑いがある物品」に改め、「者又は」の下に「これらの物を」を加え、「若しくは関係者に質問させる」を「関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させる」に改め、同条第二項中「及び質問」を「、質問及び収去」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使）

第七十六条の九　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の七第二項又は前条第一項に規定する当該職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

第八十三条第一項中「第七十六条の八第一項」の下に「、第七十六条の九」を加える。

第八十七条第九号中「の規定による収去」を「若しくは第七十六条の八第一項の規定による収去」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第七十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九月十五日」を「十月十五日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第六項及び第十四条の五第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項中「二月」を「七十日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告（改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条第三項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。）に係る報告（新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材」を「次の各号に掲げる材料」に改め、同項に次の各号を加える。

一　熱交換器の下流側の配管（難燃性を有する材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを通ずるものに限る。）の材料

二　ダイヤフラム、パッキン類及びシール材その他の気密保持部材

附　則

この省令は、公布の日から施行する。